

平成 20 年度  
大学教育の国際化加速プログラム  
(国際共同・連携支援)  
公募要領

平成 20 年 4 月

文部科学省

# 目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	1
I	総合戦略型	1
(1)	目的	1
(2)	募集の対象	1
(3)	事業の申請者	2
(4)	申請件数	2
(5)	選定予定件数	2
(6)	事業規模等	2
(7)	財政支援の内容等	2
II	交流プログラム開発型	2
(1)	目的	1
(2)	募集の対象	2
(3)	事業の申請者	3
(4)	申請件数	3
(5)	選定予定件数	3
(6)	事業規模等	3
(7)	財政支援の内容等	3
3	選定方法等	3
4	要件違反	4
(1)	形式的要件違反	4
(2)	申請要件違反	4
(3)	申請内容重大な誤謬等	4
5	申請方法等	4
(1)	申請書類	4
(2)	提出方法	4
(3)	取組担当者の資格の制限について	5
(4)	その他	5
6	選考結果	5
7	その他の留意事項	5
(1)	選定結果の公表	5
(2)	事業に対する経費措置	5
(3)	問い合わせ先	6

## 1. 事業の背景・目的

### 〔背景〕

現在、社会、経済等のグローバル化の進展と共に、高等教育における国際的流動性が高まる中、欧米諸国においても積極的な留学生施策の実施や国境を越えた教育の提供が行われており、更に、国境を越えた大学間の連携活動が活発化しつつあります。大学間の留学生交流の拡大や、海外の大学との教育・研究両面での連携を促進し、国際的に生まれつつある知のネットワークの形成に積極的に参画することは、大学自体の国際競争力強化のみならず、我が国の大学が教育・研究を通して国際社会へ貢献していくという意味でも重要です。このようなことから、我が国における高等教育の一層の国際化推進が喫緊の課題となっています。

### 〔目的〕

「国際共同・連携支援」は、各大学の国際化を目指した戦略・構想に基づき、教育内容・水準の向上や学生と留学生との切磋琢磨する環境の創出など、我が国の高等教育の国際競争力の強化や国際的通用性・共通性の向上を図る取組を支援するものです。「国際共同・連携支援」には、「総合戦略型」と「交流プログラム開発型」の二つの支援プログラムがあり、これらを活用することにより、我が国の高等教育の国際化をより一層加速させるものであります。

## 2. 事業の概要

### I 総合戦略型

#### (1) 目的

総合戦略型は、学長を中心とするマネジメント体制の下で実施する組織的な教育改善の取組のうち、大学の国際戦略に基づき、単位互換やダブル・ディグリー等の複数学位プログラムの導入、英語による専門教育コースの開設や9月入学等の留学生の受け入れやすい環境の整備等を総合的・体系的に行い、海外の複数大学等との相互連携を促進する取組を支援するものです。

#### (2) 募集の対象

- ① 大学院（修士課程、博士前期課程のみ）及び専門職大学院において、国際競争力のある高度な人材の養成に資する総合的な教育活動の取組を対象とします。
- ② 取組単位は、大学全体、研究科、専攻及び学校教育法第85条但し書きに定める組織とします。
- ③ 募集にあっては、国内大学が単独で海外の大学等と連携を進める取組だけでなく、複数の国内大学が連携し、海外の大学等とコンソーシアムを形成する取組で応募することが可能です。この場合は、主となる一つの大学を申請大学と見なします。
- ④ 具体的な取組例としては、
  - ・ 取組を推進する専属のコーディネーターの配置
  - ・ 国内外の大学等によるコンソーシアムの構築による海外の複数の大学等との組織的なダブル・ディグリープログラム等の実施
  - ・ ダブル・ディグリープログラム等の実施を前提とした単位互換の拡大
  - ・ 英語のみによる体系的な教育プログラムの開発とその実施に向けた外国人教員の配置
  - ・ 海外拠点の共同運用

などの事業の組み合わせが考えられます。ただし、上記取組は、あくまで参考であり、上記以外でも他の大学の参考となる優れた取組であれば対象となりえます。

(3) 事業の申請者

事業の申請は、大学の設置者から行ってください。また、国内の大学が複数参加して実施する取組の場合には、主となる一つの大学が代表して申請してください。

(4) 申請件数

本プログラムの申請可能件数は、各大学から1件までとします。

ただし、国内の大学が複数参加して実施する取組の場合には、主となる一つの大学は2件までとします。なお、国内の大学が複数参加して実施する取組においては、主となる一つの大学のみを申請件数として数えます。

(5) 選定予定件数

選定予定件数は、おおむね4件程度です。

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(6) 事業規模等

申請に当たっては、補助事業上限枠の枠内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は大学の経費(自己収入等)により各大学が負担することとなります。

区 分	補助事業上限額(年間)	補助金基準額(年間)
総合戦略型	150,000千円以内	100,000千円

(7) 財政支援の内容等

事業の実施に要する経費(旅費、人件費、事業推進費など)について、上記の補助金基準額の範囲内で支援します。

なお、本プログラムについては、おおむね3年間を限度に複数年の財政支援を予定しています。

## II 交流プログラム開発型

(1) 目的

交流プログラム開発型は、学長を中心とするマネジメント体制の下で実施する組織的な教育改善の取組のうち、大学の将来構想に基づき、大学等が自らの特色を生かし、海外の大学等と教育研究活動で連携し、単位互換を前提とした短期交流活動や学生交流などの共同プログラムを実施することなどにより、海外の大学とのより密接な連携に発展することが期待される教育活動の取組を支援するものです。

(2) 募集の対象

① 大学等(短期大学、高等専門学校を含む。以下同じ。)において、国際社会で活躍できる幅広い人材の養成に資する教育活動の取組を対象とします。

② 取組単位は、大学にあっては、大学や学校全体、学部、学科、大学院研究科、専攻、また、短期大学及び高等専門学校にあっては、大学や学校全体、もしくは学科とします。

③ 具体的な取組例としては、

- ・ 海外の大学等とのサマープログラムの開発実施

- ・ 学生が切磋琢磨する国際セミナーの開催
  - ・ 海外での実践的な教育プログラム等との連携及び実施
- が考えられますが、上記取組は、あくまで参考であり、上記以外でも他の大学等の参考となる優れた取組であれば対象となります。

(3) 事業の申請者

事業の申請は、大学等の設置者から行ってください。また、国内の大学等が複数参加して実施する取組の場合には、主となる一つの大学等が代表して申請してください。

(4) 申請件数

本プログラムの申請可能件数は、各大学等から1件とします。

ただし、国内の大学等が複数参加して実施する取組の場合には、主となる一つの大学等は2件までとします。なお、国内の大学等が複数参加して実施する取組においては、主となる一つの大学等のみを申請件数として数えます。

(5) 選定予定件数等

選定予定件数は、おおむね10件程度です。

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(6) 事業規模等

申請に当たっては、補助事業上限枠の枠内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は大学の経費(自己収入等)により各大学が負担することとなります。

区 分	補助事業上限額(年間)	補助金基準額(年間)
交流プログラム開発型	15,000千円以内	10,000千円

(7) 財政支援の内容等

事業の実施に要する経費(旅費、人件費、事業推進費など)について、上記の補助金基準額の範囲内で支援します。

なお、本プログラムについては、1年間を限度に財政支援を予定しています。

### 3. 選定方法等

本プログラムの選定は、有識者・専門家等で構成される「大学教育の国際化加速プログラム(国際共同・連携支援)選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において行われます。

選定方法等の概要は、「平成20年度大学教育の国際化加速プログラム(国際共同・連携支援)審査要項」を参照してください。

なお、総合戦略型については、選定の過程で、申請書及び大学における国際化戦略を基に面接審査を行います(7月上旬を予定)。面接審査の対象となった大学に対しては、別途、選定委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請内容について責任を持って対応できる学長又は理事相当職の方においては、対応可能な状態にしておいてください。

## 4. 要件違反

### (1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
- ② 「取組の概要」の規定文字数を超過した場合(400文字程度)
- ③ 各様式の規定ページ数を超過した場合
- ④ 指定外の資料を添付した場合

### (2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 「事業の概要」の「申請件数」で示した申請件数の範囲を超える申請(該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行ったのち、その件数の範囲を超えることとなる申請は取り下げていただくこととなります。)

### (3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

## 5. 申請に当たっての留意事項

### (1) 申請書類

「平成20年度大学教育の国際化加速プログラム(国際共同・連携支援)申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、大学等の設置者から文部科学大臣あてに応募してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないよう十分留意してください。記載もれ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

### (2) 提出方法

#### ・提出期限

総合戦略型：持参の場合、申請書類を平成20年6月4日～6日(午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に提出してください。

郵送等の場合、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成20年6月4日～6日の期間内に必着するようにしてください。

交流プログラム開発型：持参の場合、申請書類を平成20年5月7日～9日(午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に提出してください。

郵送等の場合、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成20年5月7日～9日の期間内に必着するようにしてください。

#### ・提出部数 25部

- ・提出先 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室  
大学教育の国際化加速プログラム選定委員会事務局
- ・その他 郵送に当たっては、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）を用い、封筒等の表に朱書きで「国際共同・連携支援」と記載の上、（ ）書きで「総合戦略型」と「交流プログラム開発型」の別を記載し、余裕をもって発送してください。

(3) 取組担当者の資格の制限について

研究費（※1）に関する不正な使用等を行った研究者等で、当該研究費等について一定期間の応募資格を停止されている者については、当該停止期間の間、担当者としての資格がないものとします。

（※1 研究費とは、科学研究費補助金その他の競争的資金（他府省所管分を含む）を指します。）

(4) その他

提出された申請書については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。また、不備等がある場合には選定対象とされないことがあります。また、提出された申請書は返還いたしませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

## 6. 選考結果

選定された大学等には、大学等の設置者あてに選定結果を通知します。

（総合戦略型：7月中旬、交流プログラム開発型：6月上旬を予定）

## 7. その他の留意事項

(1) 選定結果の公表

申請状況及び選定結果（選定事業の内容等を含む）については、文部科学省のホームページ等を用いて公表する予定です。

なお、選定された大学等にあつては、事業完了後、速やかに成果等を公表することを義務とします。

また、文部科学省において、事例集の作成、フォーラムの開催等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等に参加していただくこととします）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

(2) 事業に対する経費措置

本プログラムでは、国公私立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

ただし、選定された取組が、大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。重複が判明した場合には、選定を取り消される場合があります。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理したうえで、事業内容及び資金計画「事業に係る経費」を作成してください。

また、事業規模が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は、その他の経費（自己収入等）により各大学等が負担することとなります。

経費の範囲、申請等についての詳細は、文部科学省ホームページに掲載の大学改革推進等補助金交付要綱等を参照してください。

(3) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課

国際企画室調整係（霞が関合同庁舎 7 号館 14 階）

電 話：03-5253-4111（内線 3352）

F A X：03-6734-3385

ホームページ：http://www.mext.go.jp